

# 広報 利尻

## 人口と世帯数

世帯数	1,566
人口	7,400
男	3,729
女	3,671

昭和47年6月1日現在  
(住民基本台帳登録人口)

昭和47年6月20日発行

発行者 利尻町役場

No. 33号

道警のパトカーがやって来ました。

去る(8日)青空教室が行われました。おまわりさんからいろいろお話を聞き1年生だけパトカーに乗りサイレンを鳴らして走りました。



とじて  
存しましよう。いつか役に立ちます

## 利尻町民憲章

- 一、元気で働き、豊かな産業のまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、明るく住みよいまちをつくりましょう。
- 一、文化を高め、平和なまちをつくりましょう。
- 一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、未来をつくる、子どものしあわせなまちをつくりましょう。

# 6

47

# 町議会だより

去る三月十一日開会の定例第一回利尻町議会に次の条例案が提出され、いづれも慎重に審議の結果原案どおり可決されました。

二町で、し尿処理・じん芥焼却処理に関する事務を共同で処理するため組合を設置することとしたものです。

合規約の一部を変更する規約案  
△地方公営企業法の規定による財政再建計画の変更について  
△公有水面埋立工事の諮問に伴なう意見決定について

▽利尻町職員の定

数条例の一部を改正する条例案

これは、教育委員会の事務部局職員を従来の十二名

を十四名に改めたものです。

▽利尻町職員の給与に関する条例案

を十四名に改めたものです。

▽利尻町部落集会室等の建設又は整備事業補助条例案

この条例は今度新しく制定され

たもので、町内における部落集会室等の建設又は整備事業に対し、

補助金を交付し、もつて住民の自

主的活動により地域の振興を図る

▽利尻町税条例の一部を改正する条例案

を十四名に改めたものです。

▽利尻町消防団条例の一部を改正する条例案

團員の費用弁償を従来五〇〇円

を八〇〇円に改めたものです。

▽利尻町火災予防条例の一部を改

料条例の臨時特例に関する条例案

▽有給吏員退職料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例の臨時特例に関する条例案

▽医療技術者等修学資金貸付条例の一部を改正する条例案



収入役に

津田博氏選任

- △利尻町職員の退職手当支給に関する特別措置条例の一部を改正する条例案
- △退職料、退職給与金、遺族扶助料条例の臨時特例に関する条例案
- △有給吏員退職料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例の臨時特例に関する条例案
- △医療技術者等修学資金貸付条例の一部を改正する条例案

## 二十一条例案等審議 原案可決

農道整備事業（種富地区）延長

九〇〇米、巾員五・五米を施行

△収入役の選任につき同意を求めるについて

町谷栄一前収入役の退職に伴な

い、現病院事務長津田博氏を収入

役に選任することについて議会の

同意を求めた結果、満場一致で同

意が得られました。

△利尻郡清掃施設組合の設置について

これは、東利尻町と利尻町との

昭和47年度各会計総括表

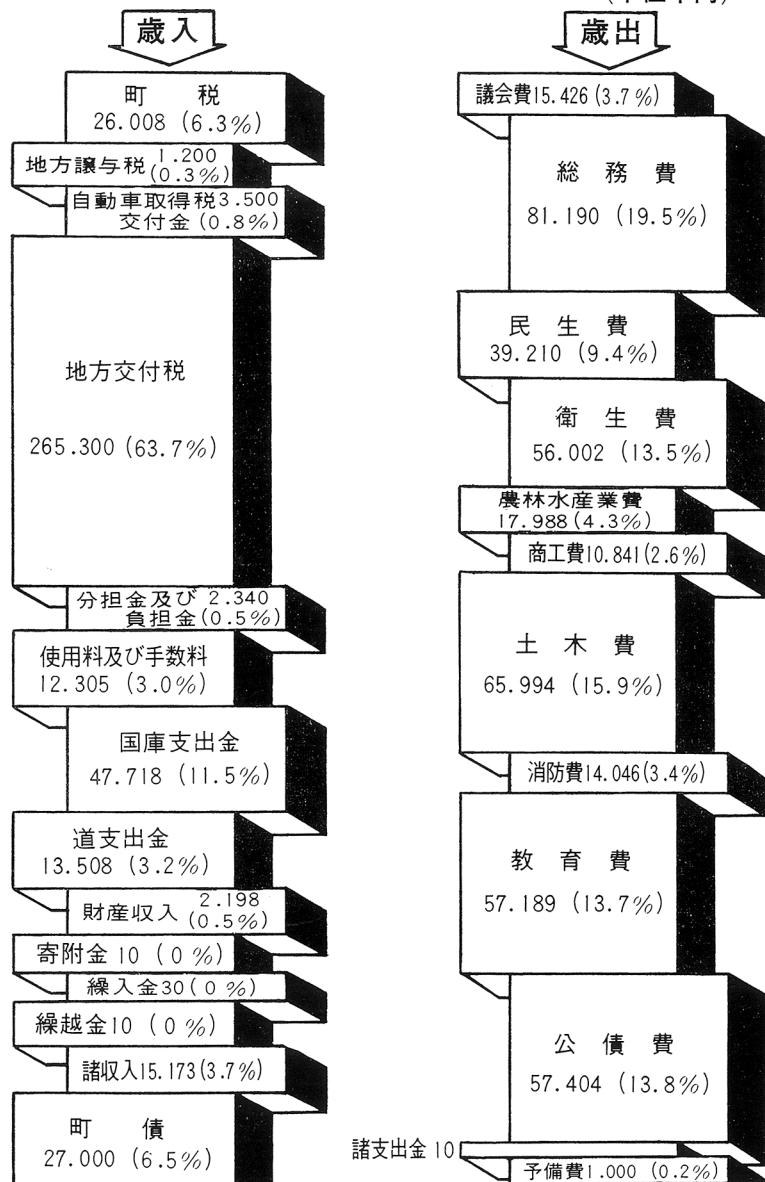
(単位千円)

会計別	本年度予算額	前年度予算額	比較
一般会計	416,300	379,880	36,420
特別会計			
国民健康保険	82,067	69,935	12,132
簡易水道事業	106,800	63,994	42,806
企業会計			
国民健康保険施設事業会計 (収益的収入)	127,007	104,254	22,753
碎石事業会計 (タク)	77,341	61,500	15,841
合計	809,515	679,563	129,952

# 本年度予算きまる

## 総額で 8億9,515千円

昭和47年度一般会計当初予算の構成 (単位千円)



昭和四十七年度本町各会計予算  
及び昭和四十六年度各会計補正予算  
は三月十一日開会の定例町議会  
に提案され、それぞれの審議によ  
り、各会計とも原案どおり可決成  
立いたしました。  
なおこの度可決された予算は次  
のとおりです。

◎昭和四十七年度利尻町一般会計

昭和四十七年度本町各会計予算  
及び昭和四十六年度各会計補正予

本年度一般会計当初予算は、才  
入才出それぞれ四億一千六百三十  
万円で前年度に比し三千六百四十  
二万円の増となっていきます。

◎昭和四十七年度利尻町国民健康  
保険施設事業会計

本年度は入院患者一万二千五百人  
九十人、外来患者五万五千五百人

を予定。

◎昭和四十七年度簡易水道特別会  
計予算

本年度一般会計当初予算は、才  
入才出それぞれ四億一千六百三十  
万円で前年度に比し三千六百四十  
二万円の増となっていきます。

◎昭和四十七年度利尻町国民健康  
保険特別会計予算

本年度は生産量三万八千余立方メ  
ートル、販売量三万六千余立方メー  
トルを予定。

◎昭和四十七年度利尻町碎石事業  
会計予算

本年度は生産量三万八千余立方メ  
ートル、販売量三万六千余立方メー  
トルを予定。

◎昭和四十六年度利尻町国民健康  
保険特別会計補正予算(第一号)

本年度は生産量三万八千余立方メ  
ートル、販売量三万六千余立方メー  
トルを予定。

◎昭和四十六年度利尻町国民健康  
保険施設事業会計補正予算(第一号)

本年度は生産量三万八千余立方メ  
ートル、販売量三万六千余立方メー  
トルを予定。

定して います。

◎昭和四十六年度利尻町一般会計  
補正予算(第五号)

本年度一般会計当初予算は、才  
入才出それぞれ四億一千六百三十  
万円で前年度に比し三千六百四十  
二万円の増となっていきます。

◎昭和四十六年度国民健康保険事  
業特別会計補正予算(第一号)

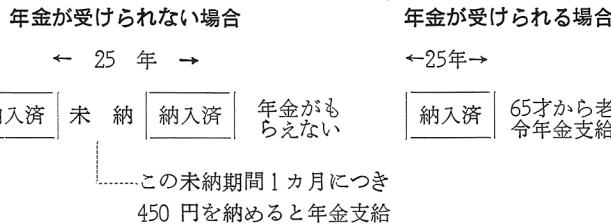
本年度は生産量三万八千余立方メ  
ートル、販売量三万六千余立方メー  
トルを予定。

◎昭和四十六年度利尻町国民健康  
保険施設事業会計補正予算(第一号)

本年度は生産量三万八千余立方メ  
ートル、販売量三万六千余立方メー  
トルを予定。

# すでに国民年金に

## 加入している皆様へ！



必要な期間の保険料が納められていないため、年金を受けることが

表①のとおりです。

金は、基本的には保険料を二十五年以上納めなければならないことになっていますが、年令に応じてその期間が短縮されています。

できないという方々を救うための

国民年金に加入していくと、将来老令年金を受けることができるということになつては大変です。いま一度、自分の国民年金手帳あるいは領収証を調べ、未納となつている期間がある方は、いまのうちに保険料を納め未納期間をなくしておきましょう。

なお、昭和四十六年九月二十五日で未納となつての方へ、個人宛に文書をもつて通知してあります。が、未納期間のわからない方、疑問のある方は至急民生課社会係か仙法志支所へおたずね下さい。

年金は老後のささえ



表①  
老齢年金を受けるに必要な  
保険料納付期間

生年月日	必要な期間
大正5年4月1日以前に生れた人	10年
5年4月2日～大正6年4月1日までに生れた人	11年
6年4月2日～7年4月1日	12年
7年4月2日～8年4月1日	13年
8年4月2日～9年4月1日	14年
9年4月2日～10年4月1日	15年
10年4月2日～11年4月1日	16年
11年4月2日～12年4月1日	17年
12年4月2日～13年4月1日	18年
13年4月2日～14年4月1日	19年
14年4月2日～15年4月1日	20年
15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～3年4月1日	22年
3年4月2日～4年4月1日	23年
4年4月2日～5年4月1日	24年
5年4月2日以降に生れた人	25年

## 児童手当現況届は六月中に

本年七月から国民年金  
保険料が変わります

◎本年七月分から国民年金の保険料が、月五五〇円となります。

これは老令、障害年金や母子年金などの年金額を引きあげることにもなつて行われたものです。

◎定額保険料（四五〇円）が五五〇円に  
◎所得比例保険料（八〇〇円）が九〇〇円に（五五〇・十三五〇）  
◎五年々金保険料（七五〇円）は従来通りと変わらない。

※くわしいことは民生課社会係又は仙法志支所へおたずね下さい。  
老齡、障害福祉年金の四十七年五月分の支払いを受けましたか。まだ受けっていない方はすぐ郵便局へいって支払いを受けて下さい。

### ◎国民年金証書の届出について

老齡、障害福祉年金の四十七年五月分の支払いを受けましたか。まだ受けていない方はすぐ郵便局へいって支払いを受けて下さい。

児童手当は、市町村長が支給をするえ手続をすませてください。

受けれる資格があると認定した人に対して、支給します。

なお、詳しく述べて、役場民生課にお届け願います。

## [5] 広報 りしり

表 ②

年金の種類	分類	保険料納付済期間	支給開始年齢	年金支給額	
				年額	月額
1 老齢年金	定額	25年	65歳	96,000円	8,000円
		40年	65歳	153,600円	12,800円
	所得比例に加入の時	25年	65歳	150,000円	12,500円
		40年	65歳	240,000円	20,000円
2 障害年金	1級	1年以上	20歳	120,000円	10,000円
	2級			96,000円	8,000円
3 母子年金 と 4準母子年金	子孫弟妹が1人のとき 〃 2人の時 〃 3人の時	1年以上	子孫弟妹が18歳未満の時	91,200円	7,600円
				96,000円	8,000円
				100,800円	8,400円
5 遺児年金	遺児1人	1年以上	18歳未満	91,200円	7,600円
	〃 2人			96,000円	8,000円
9 寡婦年金	一	25年	60歳	夫が受けける管の老令年金の半額	左の1/12
7 死亡一時金	一	9年	本人の死亡時	最低10,000円	
				最高52,000円	

## 老令年金を受けるには

老令年金を受けるには、つきの二つの要件をみたしていることが必要です。

一、六十才まで納めた保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上あること。

二、年令が六十五才になったこと。

尚、この二十五年という期間はこの制度ができた当時の年令に応じて、二十四年から十年に短縮されています。つまりその時に一定の年令以上だった人は、昭和三十年四月から六十才になるまでに、二十五年の期間を満たせないと。

ので、これらの人びとも年金を受けられるよう年令に応じて、表①のとおり保険料納付済期間を二十四から十年に短縮したわけですが、これから大正十年五月生まれの人は、十六年でないことになります。

尚、各年金の年金額について、表②を参照にして下さい。

### 旧金鷲勲章一時賜金

受給者に銀杯が贈られます！

◎昭和十五年四月二十九日付で金鷲勲章をうけ、一時賜金を支給された方に、このたび内閣総理大臣から銀杯が贈られることとなりましたので該当者は早目に役場社会係、仙法志支所へ申請

## 旧軍人、旧軍属等の恩給法が 昭和四十六年十月一日から改正になりました

◎普通恩給対象の戦地外戦務、職務加算年の復活

旧軍人、旧軍属の戦地外戦務加算、航空加算、潜水艦加算、戦車加算、辺境地加算、不健康業務加算、不健康地加算、遠洋航海加算、艦隊勤務加算等の加算年を普通恩給の基礎在職年に算入されることになりました。

◎一時恩給の支給（新規）

一、旧軍人としての引き続く実在されることになりました。

これらの加算年を算入して普通恩給所要最短年限（下士官以下十二年、准士官以上十三年、旧軍属十七年）に達する者に普通恩給、その遺族に扶助料が支給されることになりました。

二、旧軍属（警務官及び高等官以上のもの）としての引き続く実在職年が三年以上七年未満のもの又はその遺族に一時恩給又は一時扶助料が支給されることになりました。

詳細は役場社会係、仙法志支所へお問合せ下さい。

手続きをして下さい。

◎対象者は、日本国籍を有し、昭和二十二年五月三日以降三年以上上の懲役や禁固刑以上に処せられたことがない方ですが、本人が昭和三十八年四月一日以後に死亡している場合は遺族が代つてうることができます。

◎「申請手続」

対象本人が申請する場合は、印鑑、戸籍抄本及び昭和十五年四月二十九日付で金鷲勲章をうけたことを明示できる資料と遺族の戸籍抄本及び申請する遺族が親族関係にあることを明らかにできる戸籍抄本、印鑑が必要です。

した対象者が金鷲勲章をうけたことを明示できる資料と遺族の戸籍抄本及び申請する遺族が親族関係にあることを明らかにできる戸籍抄本、印鑑が必要です。

これを明示できる資料と遺族の戸籍抄本及び申請する遺族が親族関係にあることを明らかにできる戸籍抄本、印鑑が必要です。

毎月十五日を防火の日に設定しました。

当日は午後六時にサイレンを三〇秒間鳴らしますので火災とまちがわぬようお願いします。

防火の日には、防火の自主検査を行い、防火について話合い明るい職場や家庭をつくりましょう。

利尻町消防団本部

## 防火の日設定

## 暮しと健康 保健シリーズ

「夏バテ」の第一の原因是、気温の急上昇と湿度の異常な高さからくる不快な環境で、この梅雨に引き続く約一ヶ月余の暑さで、このような梅雨から真夏にかけての不快な高温、高湿によって、発汗は下着と皮ふの間にたまり不快感となります。

発汗による水分欠乏を補うための水、ジュース、コーラ等の飲み過ぎにより胃液はうすめられるばかりで、いざ

夏バテと消化不良を防ぐ  
食事というときになつても食慾は一向におこつてない。  
そこでつい熱量の少ない淡白な食事やお茶づけでサラサラと済ませるため、仕事プラス発汗等で消費したカロリーは充分な補給を受けることなくカロリー不足になるわけです。

第二には、昼が長く夜の短い夏の日々は、戸外活動の時間が多くなり、休憩と睡眠の時間不足ということになります。

暑さで熟睡出来ないことさ

ことが大切です。  
▽身体の鍛錬は短時間に効果的に行って余分な疲労を防ぐこと。

▽食事の時間を正確にし、熱量の高い食慾をそそる献立が必要です。

▽食物はよくかんでそしやすく消化吸収をよくすれば消化力、胃腸の活動の低下を防ぐことができます。

▽適当な運動と充分な睡眠をとることが大切です。

## 夏バテと消化不良を防ぐ

余の暑さで、このようないの梅雨は、このように「夏バテ」の第一の原因は、えあり、更に体力は消耗するばかりで胃腸の活動は減退、消化力は低下し、しまいに「夏バテ」へと陥ります。

夏バテは胃腸の弱り目に細菌につけ込まれ下痢や食中毒に悩まされることになるのです。夏バテはまわりの悪条件から胃腸の活動減退が主な経路となつて始まりますから、何はともあれ消耗低下を抑える

今年完成する沓形地区簡易水道の料金を次のとおり定めました。

皆さんのが現在使用している共同給水の料金からみると高いですが

宗谷管内の各町村でも今年から値

上して、十トン五、六百円になつております。

良質、豊富で安心して飲める水

ですので、ご理解願います。

なお、給水工事の際量水メータ

一般家庭では、水道料金六百円、

メーター料金五十円（十三ミリの

メーターの場合）併せて六百五

円となります。

一は、町が貸付いたしますので、

その使用料として別に毎月定めた

料金を水道料金と一緒に支払いました。

たとえば、月に十トン使用した

ていただけます。

交通事故死ゼロの日」としました。

交通事故による死者は、本年に入つてからも依然として増加の傾向

にあり、過去二年にはひきつづき、

全国一の犠牲者を記録することが

濃厚で誠に注意すべき事態となつています。

本町においてもすでにいくつか

の事故が発生し、負傷者が出てい

ます。これは運転者自身によるち

ょつとした不注意によるもので

す。

一日・十五日には気持をあらた

にして交通事故死をださない日としましよう。

## 「交通事故死ゼロの日」設定



水道使用料金表

用途	料金	基本料金		摘要	要
		基本水量	料金		
家	庭	10トンまで	600円	60円	官公署、学校、会社、団体等
團	用	20ヶ月	1,200	60	工場、病院、旅館、飲食店等
營	業	20ヶ月	1,200	60	冷凍工場、水産加工場、荷捌所
浴	用	20ヶ月	1,200	90	
船	場	100ヶ月	3,500	90	
臨	舶	1トン	100	—	工事用、興業用
時	時	1トン	100	—	

水道メーター使用料金表

種類	メーター使用料(月額)	摘要	要
口径19mm	50円		一般家庭
20	100		
25	150		
40	200		

あなたは 事故のおそれしさを 知らない！

## 本年度から

自動車税の税率が

変りました

これまで、本道の自動車税は、冬期間の積雪のため一定期間自動車の運行ができないため、他府県に比べて三十%低い税率となつていました。

▲「三十%軽減」は本道の実情に合わなくなっています。

この制度のできた昭和二十八年には、本道の除雪率はわずか七%程度で、多くの道路が自動車を運行することができない状態で、あつたため、全道一率に三十%軽減をしてきました。しかし、その後二十年近くを経過し、道路の除雪率も次第に向上して、現在では国道と道道で約九十%、市町村道でも五十%をこえるほどになりましたので、法の趣旨と冬期間の運行の実態などから、軽減の割合を改めることにしたものです。

これまで、本道の自動車税は、冬期間の積雪のため一定期間自動車の運行ができないため、他府県に比べて三十%低い税率となつていました。

▲「三十%軽減」は本道の実情に合わなくなっています。

この制度のできた昭和二十八年には、本道の除雪率はわずか七%程度で、多くの道路が自動車を運行することができない状態で、あつたため、全道一率に三十%軽減をしてきました。しかし、その後二十年近くを経過し、道路の除雪率も次第に向上して、現在では国道と道道で約九十%、市町村道でも五十%をこえるほどになりましたので、法の趣旨と冬期間の運行の実態などから、軽減の割合を改めることにしたものです。

このため「北海道税条例」の改正により、積雪のため自動車の運行が困難な度合に応じて、道内の

市町村を一級地と二級地に区分し、軽減割合を一級地は七・五%、二級地は十五%となりました。

ですから、本道の自動車税の額は、他府県にくらべて、まだ七・五%または十五%低くなっています。

▲おもな例をあげると、次のとお

## 夏の犯罪を防ごう

○戸締り忘れのないように習慣づけましょう。

お出かけのとき、おやすみの前には、必ずカギをかけましょう。

○暴力の追放

暴力にあった人、見たり聞いたりした場合は警察に届けましょう。

○少年の非行を防止しましょう。  
一夏祭り、夏休み中は少年の犯罪が増えます。家庭では子供に

## 防犯かぞえ歌

一つとや  
ひとと声かけて「カギ」かけ  
ひととや  
二つとや  
づかげて明るい街づくり、街  
三つとや  
見れば、留守宅わかります  
牛乳、新聞おいたまま、お  
いたま  
七つとや  
鳴らせ、防犯ベルの音  
いなし  
八つとや  
屋根のまわりや、へいの外  
九つとや  
こんなん所と思うとこ、  
足場おくまい置かせまい  
十とや  
盗られて泣くより「カギ」  
もかげよ  
心にも戸にも窓にも心に

自衛隊では、ただいま二等陸海空士を募集しています。  
将来性のある自衛官にあなたもなりませんか。  
本人の努力によって将来、幹部自衛官への道も開かれています。

## 自衛官の募集について

注意しましょう。

- 一、身分 国家公務員  
二、資格 入隊する月の一日現在で満十八才以上二十五才未満の男子及び女子（中卒以上）  
三、待遇 初任給三万円+衣食住年間ボーナス約四・八ヶ月分（約十四万四千円）  
四、受付 役場又は支所でいつでも受け付けています。





本年は厚生年金保険法施行三十周年を迎え、また国民年金についても昨年から十年年金が支給され、いよいよ年金時代の幕あととなりました。

国民の誰もが何れかの年金が受けられる……しかし、いつ、どのよう、どの位、その他種々疑問があることと思います。

社会保険事務所では、次の日程により社会保険に関する相談所を開設いたしますのでお気軽にお越しください。

本年は厚生年金保険法施行三十周年を迎えた国民年金について

◇七月二十六日(水曜日)  
午後一時から四時まで

利尻町保健福祉館

#### ◇相談内容

#### ▽健康保険の資格について

資格取得・喪失・新規加入他

#### ▽健康保険の給付について

傷病手当金・退職後の医療費

#### ▽保険証に関するご質問

#### ▽厚生年金保険

老令年金・遺族年金・その他年金に関するご質問

#### ▽日雇労働者健康保険について

老令年金・遺族年金・その他年金に関するご質問

#### ◎健やかに育てられますよう

自四月一日  
至五月三十日

出生者氏名	父	続柄	住所
川端ひろみ	利明	長女	新湊町
河野 恵	伸也	長女	種富町
佐藤 弘樹	勉	二男	泉町
鈴木 陽子	宏	長女	日出町
矢田 雅人	智暉	二男	日出町
小幡 正	智暉	長男	本町
鈴木 保	智暉	二男	日出町
佐藤 仁	長男	長男	日出町



- ▽船員保険について
- ▽国民年金の加入・保険料の納入について
- ▽国民年金の老令・母子・福祉
- 厚生年金の老令・母子・福祉
- 算について
- (稚内社会保険事務所)



この欄は、ほかの官公署からの  
お知らせの欄です。

## 二 社会保険事務

### 相談所の開設について

- 葛西 由美 一規 二女 神居
- 柴田 紗美 正良 長女 種富町
- 北島 博 栄悦 二男 日出町
- 中川 英仁 千春 長男 緑町
- 沢谷 晴美 勉 長女 富士見町
- 上田 雅広 紀宏 長男 泉町
- 吉田 喜見男
- 東海 裕子
- 田原 幸子
- 関谷 守
- 柳谷 治子
- 高橋 治子
- 大庭 繁
- 沓形字本町
- 沓形字緑町
- 沓形字泉町
- 沓形字本町
- 沓形字緑町
- 沓形字泉町
- 竹林 由吉
- 中浜 よしえ
- 平田 哲子
- 小平 正勝
- 三上 千代子
- 石垣 純子
- 西川 茂雄
- 村谷 善一
- 小板谷 貢
- 北島 二三夫
- 佐野 トキ
- 松原 サキ
- 羽沢 ノブエ
- 松原与左工門
- 宮崎 アキ
- 石川 フヨ
- 藤野 益吉
- 佐孝 ナツ

- 葛西 由美 一規 二女 神居
- 柴田 紗美 正良 長女 種富町
- 北島 博 栄悦 二男 日出町
- 中川 英仁 千春 長男 緑町
- 沢谷 晴美 勉 長女 富士見町
- 上田 雅広 紀宏 長男 泉町
- 吉田 喜見男
- 東海 裕子
- 田原 幸子
- 関谷 守
- 柳谷 治子
- 高橋 治子
- 大庭 繁
- 沓形字本町
- 沓形字緑町
- 沓形字泉町
- 沓形字本町
- 沓形字緑町
- 沓形字泉町
- 竹林 由吉
- 中浜 よしえ
- 平田 哲子
- 小平 正勝
- 三上 千代子
- 石垣 純子
- 西川 茂雄
- 村谷 善一
- 小板谷 貢
- 北島 二三夫
- 佐野 トキ
- 松原 サキ
- 羽沢 ノブエ
- 松原与左工門
- 宮崎 アキ
- 石川 フヨ
- 藤野 益吉
- 佐孝 ナツ

御意見、  
御感想を！

町では、広報紙を年六回発行していますが、皆さんに親しまれるような内容の充実したものにしたいと思いますので御意見、御感想をお寄せ下さい。

お待ちしております。  
編集部

#### 史跡保存に

#### ご協力を！

町では失なわれ行く郷土の歴史を保存するため、古い資料を集めております。

昔の写真や古文書、史跡、漁場当時の漁具などありますたら、教育委員会が総務課に御連絡下さい。

